

第十三回国会 厚生委員会 議 録 第十三号

昭和二十七年三月十八日(火曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 大石 武一君

理事青柳 一郎君 理事丸山 直友君

理事五 四郎君 理事金子與重郎君

理事岡 良一君

高橋 等君

寺島隆太郎君 堀川 恭平君

柳原 三郎君 堤 ヲルヨ君

荻田アサノ君 寺崎 覺君

出席國務大臣

厚生大臣 吉武 惠市君

出席政府委員

内閣官房副長官 菅都 義九君

總理府事務官 三橋 則雄君

(恩給局長) 厚生事務次官 宮崎 太一君

(厚生事務官) 久下 勝次君

(保險局長) 引揚援護局長 木村忠二郎君

引揚援護局長 田邊 繁雄君

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

三月十七日

船員保險法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八〇号)

同月十四日

未帰還者留守家族の国家補償強化に

関する請願(洲上房太郎君紹介)(第

一四〇九号)

引揚援護費庫補助の請願(小平久

雄君紹介)(第一四四九号)

潮岬村に国立結核療養所設置の請願

(世耕弘一君紹介)(第一四五〇号)

理容師及び美容師の免許制度廃止反

対に関する請願(岡村利右衛門君紹

介)(第一四五一号)

国立姫路病院存置の請願(大上司君

紹介)(第一四五二号)

遺族援護強化に関する請願(小川平

二君紹介)(第一四八七号)

国立旭川病院存置の請願(福田昌子

君紹介)(第一四八八号)

国立療養所における給食費増額の請

願(堤ツルヨ君紹介)(第一四九〇号)

結核患者の附添婦制限反対に関する

請願(堤ツルヨ君紹介)(第一四九一

号)

潮岬村に国立結核療養所設置の請願

(早川崇君紹介)(第一四九二号)

未復員特別患者の医療給付に関する

請願(堤ツルヨ君紹介)(第一四九三

号)

食品行政に関する請願(足鹿堂君紹

介)(第一四九五号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

戦傷病者戦没者遺族等援護法案(内

閣提出第六六号)

船員保險法の一部を改正する法律案

(内閣提出第八〇号)

○大石委員長 これより会議を開きま

す。

まず船員保險法の一部を改正する法

律案を議題とし、審査に入ります。厚

生大臣より趣旨の説明を聴取したいと

存じます。吉武厚生大臣。

船員保險法の一部を改正する法律

案

船員保險法の一部を改正する法

律

船員保險法(昭和十四年法律第七

十三号)の一部を次のように改正す

る。

第四條第一項を次のように改め

る。

標準報酬ハ被保險者ノ報酬月額ニ

基キ左ノ區別ニ依リ之ヲ定ム

| 標準報酬ノ等級 | 標準報酬月額 | 報酬月額   |
|---------|--------|--------|
| 第一級     | 四、〇〇〇円 | 二、〇〇〇円 |
| 第二級     | 四、五〇〇円 | 二、二五〇円 |
| 第三級     | 五、〇〇〇円 | 二、五〇〇円 |
| 第四級     | 六、〇〇〇円 | 三、〇〇〇円 |
| 第五級     | 七、〇〇〇円 | 三、五〇〇円 |

|       |          |            |            |
|-------|----------|------------|------------|
| 第六級   | 八、〇〇〇円   | 七、五〇〇円以上   | 八、五〇〇円未満   |
| 第七級   | 九、〇〇〇円   | 八、五〇〇円以上   | 九、五〇〇円未満   |
| 第八級   | 一〇、〇〇〇円  | 九、五〇〇円以上   | 一〇、〇〇〇円未満  |
| 第九級   | 一三、〇〇〇円  | 一二、〇〇〇円以上  | 一三、〇〇〇円未満  |
| 第一〇級  | 一四、〇〇〇円  | 一三、〇〇〇円以上  | 一五、〇〇〇円未満  |
| 第一級   | 一六、〇〇〇円  | 一五、〇〇〇円以上  | 一七、〇〇〇円未満  |
| 第二級   | 一八、〇〇〇円  | 一七、〇〇〇円以上  | 一九、〇〇〇円未満  |
| 第三級   | 二〇、〇〇〇円  | 一九、〇〇〇円以上  | 二二、〇〇〇円未満  |
| 第四級   | 二三、〇〇〇円  | 二二、〇〇〇円以上  | 二五、〇〇〇円未満  |
| 第五級   | 二四、〇〇〇円  | 二三、〇〇〇円以上  | 二六、〇〇〇円未満  |
| 第六級   | 二六、〇〇〇円  | 二五、〇〇〇円以上  | 二七、〇〇〇円未満  |
| 第七級   | 二八、〇〇〇円  | 二七、〇〇〇円以上  | 二九、〇〇〇円未満  |
| 第八級   | 三〇、〇〇〇円  | 二九、〇〇〇円以上  | 三〇、〇〇〇円未満  |
| 第九級   | 三三、〇〇〇円  | 三〇、〇〇〇円以上  | 三三、〇〇〇円未満  |
| 第一〇級  | 三四、〇〇〇円  | 三三、〇〇〇円以上  | 三六、〇〇〇円未満  |
| 第一一級  | 三六、〇〇〇円  | 三六、〇〇〇円以上  | 三八、〇〇〇円未満  |
| 第一二級  | 三八、〇〇〇円  | 三八、〇〇〇円以上  | 四〇、〇〇〇円未満  |
| 第一三級  | 四〇、〇〇〇円  | 四〇、〇〇〇円以上  | 四二、〇〇〇円未満  |
| 第一四級  | 四二、〇〇〇円  | 四二、〇〇〇円以上  | 四四、〇〇〇円未満  |
| 第一五級  | 四四、〇〇〇円  | 四四、〇〇〇円以上  | 四六、〇〇〇円未満  |
| 第一六級  | 四六、〇〇〇円  | 四六、〇〇〇円以上  | 四八、〇〇〇円未満  |
| 第一七級  | 四八、〇〇〇円  | 四八、〇〇〇円以上  | 五〇、〇〇〇円未満  |
| 第一八級  | 五〇、〇〇〇円  | 五〇、〇〇〇円以上  | 五二、〇〇〇円未満  |
| 第一九級  | 五二、〇〇〇円  | 五二、〇〇〇円以上  | 五四、〇〇〇円未満  |
| 第二〇級  | 五四、〇〇〇円  | 五四、〇〇〇円以上  | 五六、〇〇〇円未満  |
| 第二一級  | 五六、〇〇〇円  | 五六、〇〇〇円以上  | 五八、〇〇〇円未満  |
| 第二二級  | 五八、〇〇〇円  | 五八、〇〇〇円以上  | 六〇、〇〇〇円未満  |
| 第二三級  | 六〇、〇〇〇円  | 六〇、〇〇〇円以上  | 六二、〇〇〇円未満  |
| 第二四級  | 六二、〇〇〇円  | 六二、〇〇〇円以上  | 六四、〇〇〇円未満  |
| 第二五級  | 六四、〇〇〇円  | 六四、〇〇〇円以上  | 六六、〇〇〇円未満  |
| 第二六級  | 六六、〇〇〇円  | 六六、〇〇〇円以上  | 六八、〇〇〇円未満  |
| 第二七級  | 六八、〇〇〇円  | 六八、〇〇〇円以上  | 七〇、〇〇〇円未満  |
| 第二八級  | 七〇、〇〇〇円  | 七〇、〇〇〇円以上  | 七二、〇〇〇円未満  |
| 第二九級  | 七二、〇〇〇円  | 七二、〇〇〇円以上  | 七四、〇〇〇円未満  |
| 第三〇級  | 七四、〇〇〇円  | 七四、〇〇〇円以上  | 七六、〇〇〇円未満  |
| 第三一級  | 七六、〇〇〇円  | 七六、〇〇〇円以上  | 七八、〇〇〇円未満  |
| 第三二級  | 七八、〇〇〇円  | 七八、〇〇〇円以上  | 八〇、〇〇〇円未満  |
| 第三三級  | 八〇、〇〇〇円  | 八〇、〇〇〇円以上  | 八二、〇〇〇円未満  |
| 第三四級  | 八二、〇〇〇円  | 八二、〇〇〇円以上  | 八四、〇〇〇円未満  |
| 第三五級  | 八四、〇〇〇円  | 八四、〇〇〇円以上  | 八六、〇〇〇円未満  |
| 第三六級  | 八六、〇〇〇円  | 八六、〇〇〇円以上  | 八八、〇〇〇円未満  |
| 第三七級  | 八八、〇〇〇円  | 八八、〇〇〇円以上  | 九〇、〇〇〇円未満  |
| 第三八級  | 九〇、〇〇〇円  | 九〇、〇〇〇円以上  | 九二、〇〇〇円未満  |
| 第三九級  | 九二、〇〇〇円  | 九二、〇〇〇円以上  | 九四、〇〇〇円未満  |
| 第四〇級  | 九四、〇〇〇円  | 九四、〇〇〇円以上  | 九六、〇〇〇円未満  |
| 第四一級  | 九六、〇〇〇円  | 九六、〇〇〇円以上  | 九八、〇〇〇円未満  |
| 第四二級  | 九八、〇〇〇円  | 九八、〇〇〇円以上  | 一〇〇、〇〇〇円未満 |
| 第四三級  | 一〇〇、〇〇〇円 | 一〇〇、〇〇〇円以上 | 一〇二、〇〇〇円未満 |
| 第四四級  | 一〇二、〇〇〇円 | 一〇二、〇〇〇円以上 | 一〇四、〇〇〇円未満 |
| 第四五級  | 一〇四、〇〇〇円 | 一〇四、〇〇〇円以上 | 一〇六、〇〇〇円未満 |
| 第四六級  | 一〇六、〇〇〇円 | 一〇六、〇〇〇円以上 | 一〇八、〇〇〇円未満 |
| 第四七級  | 一〇八、〇〇〇円 | 一〇八、〇〇〇円以上 | 一〇、〇〇〇円未満  |
| 第四八級  | 一〇、〇〇〇円  | 一〇、〇〇〇円以上  | 一一二、〇〇〇円未満 |
| 第四九級  | 一一〇、〇〇〇円 | 一一〇、〇〇〇円以上 | 一一二、〇〇〇円未満 |
| 第五〇級  | 一一二、〇〇〇円 | 一一二、〇〇〇円以上 | 一一四、〇〇〇円未満 |
| 第五一級  | 一一四、〇〇〇円 | 一一四、〇〇〇円以上 | 一一六、〇〇〇円未満 |
| 第五二級  | 一一六、〇〇〇円 | 一一六、〇〇〇円以上 | 一一八、〇〇〇円未満 |
| 第五三級  | 一一八、〇〇〇円 | 一一八、〇〇〇円以上 | 一二〇、〇〇〇円未満 |
| 第五四級  | 一二〇、〇〇〇円 | 一二〇、〇〇〇円以上 | 一二二、〇〇〇円未満 |
| 第五五級  | 一二二、〇〇〇円 | 一二二、〇〇〇円以上 | 一二四、〇〇〇円未満 |
| 第五六級  | 一二四、〇〇〇円 | 一二四、〇〇〇円以上 | 一二六、〇〇〇円未満 |
| 第五七級  | 一二六、〇〇〇円 | 一二六、〇〇〇円以上 | 一二八、〇〇〇円未満 |
| 第五八級  | 一二八、〇〇〇円 | 一二八、〇〇〇円以上 | 一三〇、〇〇〇円未満 |
| 第五九級  | 一三〇、〇〇〇円 | 一三〇、〇〇〇円以上 | 一三二、〇〇〇円未満 |
| 第六〇級  | 一三二、〇〇〇円 | 一三二、〇〇〇円以上 | 一三四、〇〇〇円未満 |
| 第六一級  | 一三四、〇〇〇円 | 一三四、〇〇〇円以上 | 一三六、〇〇〇円未満 |
| 第六二級  | 一三六、〇〇〇円 | 一三六、〇〇〇円以上 | 一三八、〇〇〇円未満 |
| 第六三級  | 一三八、〇〇〇円 | 一三八、〇〇〇円以上 | 一四〇、〇〇〇円未満 |
| 第六四級  | 一四〇、〇〇〇円 | 一四〇、〇〇〇円以上 | 一四二、〇〇〇円未満 |
| 第六五級  | 一四二、〇〇〇円 | 一四二、〇〇〇円以上 | 一四四、〇〇〇円未満 |
| 第六六級  | 一四四、〇〇〇円 | 一四四、〇〇〇円以上 | 一四六、〇〇〇円未満 |
| 第六七級  | 一四六、〇〇〇円 | 一四六、〇〇〇円以上 | 一四八、〇〇〇円未満 |
| 第六八級  | 一四八、〇〇〇円 | 一四八、〇〇〇円以上 | 一五〇、〇〇〇円未満 |
| 第六九級  | 一五〇、〇〇〇円 | 一五〇、〇〇〇円以上 | 一五二、〇〇〇円未満 |
| 第七〇級  | 一五二、〇〇〇円 | 一五二、〇〇〇円以上 | 一五四、〇〇〇円未満 |
| 第七一級  | 一五四、〇〇〇円 | 一五四、〇〇〇円以上 | 一五六、〇〇〇円未満 |
| 第七二級  | 一五六、〇〇〇円 | 一五六、〇〇〇円以上 | 一五八、〇〇〇円未満 |
| 第七三級  | 一五八、〇〇〇円 | 一五八、〇〇〇円以上 | 一六〇、〇〇〇円未満 |
| 第七四級  | 一六〇、〇〇〇円 | 一六〇、〇〇〇円以上 | 一六二、〇〇〇円未満 |
| 第七五級  | 一六二、〇〇〇円 | 一六二、〇〇〇円以上 | 一六四、〇〇〇円未満 |
| 第七六級  | 一六四、〇〇〇円 | 一六四、〇〇〇円以上 | 一六六、〇〇〇円未満 |
| 第七七級  | 一六六、〇〇〇円 | 一六六、〇〇〇円以上 | 一六八、〇〇〇円未満 |
| 第七八級  | 一六八、〇〇〇円 | 一六八、〇〇〇円以上 | 一七〇、〇〇〇円未満 |
| 第七九級  | 一七〇、〇〇〇円 | 一七〇、〇〇〇円以上 | 一七二、〇〇〇円未満 |
| 第八〇級  | 一七二、〇〇〇円 | 一七二、〇〇〇円以上 | 一七四、〇〇〇円未満 |
| 第八一級  | 一七四、〇〇〇円 | 一七四、〇〇〇円以上 | 一七六、〇〇〇円未満 |
| 第八二級  | 一七六、〇〇〇円 | 一七六、〇〇〇円以上 | 一七八、〇〇〇円未満 |
| 第八三級  | 一七八、〇〇〇円 | 一七八、〇〇〇円以上 | 一八〇、〇〇〇円未満 |
| 第八四級  | 一八〇、〇〇〇円 | 一八〇、〇〇〇円以上 | 一八二、〇〇〇円未満 |
| 第八五級  | 一八二、〇〇〇円 | 一八二、〇〇〇円以上 | 一八四、〇〇〇円未満 |
| 第八六級  | 一八四、〇〇〇円 | 一八四、〇〇〇円以上 | 一八六、〇〇〇円未満 |
| 第八七級  | 一八六、〇〇〇円 | 一八六、〇〇〇円以上 | 一八八、〇〇〇円未満 |
| 第八八級  | 一八八、〇〇〇円 | 一八八、〇〇〇円以上 | 一九〇、〇〇〇円未満 |
| 第八九級  | 一九〇、〇〇〇円 | 一九〇、〇〇〇円以上 | 一九二、〇〇〇円未満 |
| 第九〇級  | 一九二、〇〇〇円 | 一九二、〇〇〇円以上 | 一九四、〇〇〇円未満 |
| 第九一級  | 一九四、〇〇〇円 | 一九四、〇〇〇円以上 | 一九六、〇〇〇円未満 |
| 第九二級  | 一九六、〇〇〇円 | 一九六、〇〇〇円以上 | 一九八、〇〇〇円未満 |
| 第九三級  | 一九八、〇〇〇円 | 一九八、〇〇〇円以上 | 二〇〇、〇〇〇円未満 |
| 第九四級  | 二〇〇、〇〇〇円 | 二〇〇、〇〇〇円以上 | 二〇二、〇〇〇円未満 |
| 第九五級  | 二〇二、〇〇〇円 | 二〇二、〇〇〇円以上 | 二〇四、〇〇〇円未満 |
| 第九六級  | 二〇四、〇〇〇円 | 二〇四、〇〇〇円以上 | 二〇六、〇〇〇円未満 |
| 第九七級  | 二〇六、〇〇〇円 | 二〇六、〇〇〇円以上 | 二〇八、〇〇〇円未満 |
| 第九八級  | 二〇八、〇〇〇円 | 二〇八、〇〇〇円以上 | 二一〇、〇〇〇円未満 |
| 第九九級  | 二一〇、〇〇〇円 | 二一〇、〇〇〇円以上 | 二一二、〇〇〇円未満 |
| 第一〇〇級 | 二一二、〇〇〇円 | 二一二、〇〇〇円以上 | 二一四、〇〇〇円未満 |

事由ニ因リ死亡シタル場合又ハ女子タル被保険者ガ」を「被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル被保険者ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタル被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル女子タル被保険者ガ」に改める。

第四十九條ノ二中「六月以上十五年未満被保険者タリシ者」(第三十四條第二号ニ該当スル者ヲ除ク)ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ」を「被保険者タリシ期間六月以上十五年未満ナル被保険者(第三十四條第二号ニ該当スル者ヲ除ク)ガ職務外ノ事由ニ因リ死亡シタルトキ」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。
- 2 この法律施行の日前に被保険者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続き被保険者の資格のある者の標準報酬について、第四條の改正規定の適用については、その者が同日において被保険者の資格を取得したものとみなす。
- 3 この法律の施行の際現に被保険者である者又はこの法律の施行前において被保険者であつた者のうち、昭和二十六年四月一日以後船員として船舶所有者に使用せられた期間がこの法律による改正前の第三十三條ノ三第二項第三号の規定により同條第一項の被保険者たりし期間に算入せられた者で、この法律による改正後の同條第二項第三号によれば算入せられないこととなるべき者については、その

者の申請により、昭和二十八年三月三十一日まででは、同條同項同号の改正規定を適用しないものとす、同日までにその者が第三十三條ノ二の規定に該当するに至つた場合における失業保険金の支給については、なお従前の例によるものとする。

○吉武國務大臣 たいだいま議題になりました船員保険法の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。

今回の改正の主眼とするところは、最近の船員保険運営の実績に徴しまして、船員保険制度の合理化並びに船員保険財政の健全化をはからんとするものでございまして、その改正の要点は、第一に標準報酬につきまして、船員保険における標準報酬が従来最低が三千五百円、最高が二万四千円となつておりましたのを、最近における船員給與の実態に即応せしめるとともに、適正な保険給付と保険経済の健全化をはかるために、最低の三千五百円を四千円に引上げ、これを第一級とし、最高の二万四千円を三万六千円に引上げ、これを第二十一級として、二十一级に区分するようにいたしましたことであります。

第二に、失業保険についてであります。が、季節的に雇用される者は、一般の海上労働者と異なり、離職いたしました後も、実態上失業の状態にあると考へられまじいので、これらの船員につきましては、失業保険の適用はいたさなないこととしたのであります。第三に、現在失業保険金の支給日額の最高額を三百円としていたのであります。

第三に、現在失業保険金の支給日額の最高額を三百円としていたのであります。

ますが、これを陸上の失業保険法と同調せしめて三百七十円まで引上げることにいたしましたは、若干の條文の整備を行うこととした次第であります。以上船員保険法の一部改正法律案の大要につきまして御説明申し上げたのであります。が、何とぞすみやかに御審議の上、御可決あらんことをお願い申し上げます。

○大石委員長 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法案を議題とし、質疑に入ります。質疑通告者が多数おられますので、順次これを許可いたします。

なお官房長官並びに恩給局長が見えられますので、しばらくお待ち願ひいたします。

菅野官房副長官が見えになりましたから、これより發言の許可をいたします。青柳一郎君。

○青柳委員 遺族並びに戦傷病者の援護に関する法律案を審議するにあたりまして、われ／＼厚生委員会といたしましては、昭和二十四年以來の努力を回顧せざるを得ないのであります。ことに昭和二十四年の五月には、いろいろな難問を排除いたしました、全員の一致をもつて、遺族援護に関する決議を行つたのであります。この決議のねらうところは、当然のことであるといへ、戦争でなくなつた人々は、公務に基因する死亡者であるといふことを政府に認めさせるのが、ほんとうの中心の本旨でございまして、しかるに、これを政府は明らかに認めたのであります。政府においては、公務による死亡者であるといふことを認めた以上、それに対して政府として処遇あるべきであります。しかるにこの処遇がでな

い。どうしてであるか、いわゆるボツダム勅令六八号というものが存在し、その裏には、かの二十年十一月に連合軍司令部から発せられたスキヤツピン三三八号があるのでございまして。従いまして、われ／＼厚生委員会の努力は、遺族援護の中心題目であるところの遺族年金あるいは一時金の復活に向うとするならば、このスキヤツピンを取消してしまふ点であるのであります。その後昭和二十五年、二十六年、われ／＼の努力は続けられたのであります。ことに連合軍司令部のP.W.局長であるところのサムス准将の好意によりまして、いろ／＼と折衝を重ねたのであります。が、そのたびごとに、連合軍司令部におきましては、各関係部局に當りまして、連合軍司令部の總意をもつて、私に回答を返すつてくれたのであります。二十五年におきまして、連合軍司令部の回答は、要するにこの指令は極東委員会から発出しておるものである。極東委員会の決議を撤回させなければならぬのである。それは現在の国際情勢上、むずかしいといふ点にあつたのであります。さらに昨二十六年の秋ごろにおける連合軍司令部の態度は、講和條約締結を各連合国に納得させることに努力中の連合軍司令部といたしましては、この問題を現在極東委員会に提出して、講和を遅らせることは非常に不利である。われ／＼のとらないうところ、また日本国のとるべからざるところである。こういう観点から、これは延ばされておつたのであります。しかるに、ようやくにしてわれわれの努力はここに実を結んで、昭和二十年十一月のスキヤツピン三三八号は、本年三月三日のスキヤツピン七四

九号によりまして、前の指令の例外として戦没者、遺族、戦傷病者に対し、従来禁止されておつた年金及び給付を支給してさしつかえないということに相なつたのであります。講和を間近に控えてではあります。が、昭和二十年のスキヤツピン三三八号が解除せられるに至つたといふことは、われ／＼厚生委員会としては、その目的を達したものであり、まことに心の底から、何にたとえるものもなく、感慨無量のものであるのでございまして。ここに、私はまず、この指令をめぐつての質問を内閣當局にいたしたいと思ひます。

第一に、スキヤツピン三三八号によりまして、連合国最高司令官の命により官職を奪われた者、すなわち追放者であります。追放者が追放を解除された場合には、恩給をその時から全部的に復活支給されることに相なつていゝと聞くのであります。が、その根拠いかん。指令の一部をかえられたものであるか、その法的措置についてまず承りたいと思ひます。

○菅野政府委員 たいだいまの御質問にお答え申し上げます。追放者が追放の解除がございました場合に、解除された日から、ほかの法律に特段の定めがなければ、恩給権を復活しております。が、最初の三三八号の指令は、追放中の者といふふうに解して、それにつきましては、追放の解除になりました時から以降ならば、恩給権の復活をしてさしつかえないといふ指令を出した司令部の意向によりまして、そういう取扱ひをしておるのであります。しかしながら、これは他の指令等に基づく法令の制限のない場合に限るのであります。まして、そういう復活することができ

る場合におきましても、ほかの法令でもつてそれが禁止されておる場合には、これは復活しないということになつておる次第であります。

○青柳委員 文官にして追放を解除せられた者は、全部的に恩給が復活せられておるといふ一つの事実がここにございまして。しかし、さらにお尋ねいたしたのであります。戦犯者であつて釈放をせられず、これは單なる追放者と相なるものと存じます。以前に戦犯者であつた者も、追放を解除されると、全部的に恩給を支給されるものであるかいかんということについて、承つておきたい。

○菅野政府委員 追放の解除につきましては、先般所要の法律案をつくりまして訴訟審査会がございまして、そこで解除をしておるのであります。それが解除された者の恩給の取扱ひが書いてございまして。それで戦犯者といへども、その刑の執行を終りました者につきましては、單なる追放でございまして、これが解除になりました場合におきましては、本来の原則から言いますと、それは恩給権の復活が行われるべきであります。これはまだ所要の政令等が整備されておられませんので、實際はやつておりません。しかしながら、他の法令の禁止がない限りにおいて、復活すべきものと考えております。

○青柳委員 同昭和二十年十一月のスキヤツピンによりまして恩給、扶助料を停止せられ、あるいは減額せられた戦没者遺族及び戦傷者は、同じ戦犯者ではないのであります。また追放者でもないであります。私は一個の善良なる国民であると思ひます。

しかるに、平和條約効力後も、いまだにこれらに對して恩給が復活せられず、ここにただいま審議中の法案によりまして援護せられるのみであるということに相なるのであります。この不均衡をいかに是正するか、政府の御所見を承りたいと存じます。

○菅野政府委員 軍人遺族及び戦傷者に對しまして、軍人恩給の復活をしたというところは、政府もまったく同じ考えであります。やむを得ずこの三三八号という指令によつて、平和條約の効力の發生の日まではさしとめられておるのでございまして、これは政府といたしまして、國民といたしまして、非常にお氣の毒に思ひつてあります。ことに文官との比較におきましても、はなはだその待遇が當を得ておられないといふふうにも考えておるのでございまして、占領下におきまして最高司令官の指令に基くものでございまして、やむを得ないことと考えておつたのでございまして。しかるに、今回平和條約の効力發生ということになりまして、一応この指令は効力を失いますので、一日も早くこの恩給権の復活をいたしたい氣持が非常に強いのでございまして、別に恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案というものを提案してございまして、軍人恩給を復活するということにいたしました。元、恩給法による規定をそのまま適用して復活すべきものかどうか、あるいはその中で戦後の情勢に應じて、改正を要すべきものがあるのではなからうか、あるいは支給すべき金額、範囲等につきましても、検討を要するものがあるのではなからうか、あるいはまた同時に、軍人の恩給を決定す

るといふことになりまして、それに對應する文官の恩給等についても、再検討を要するものがあるのではなからうかといふふうには、いろ／＼財政上及び振替等の關係上、各方面に影響がはなはだしいと存ぜられますので、これは簡單に早々の間に案を立て、そのまゝの形でもつて復活するということよりも、慎重に検討いたしまして、そうして復活した方が、その恩給、扶助料を受ける方々のためにも、また國民の感情から言つても、至当ではなからうか、こゝういふふうにも考えて、さしあたりこのボツダム政令は、法律としての効力を来年の三月三十一日まで存続することとしたしまして、それまで、總理府の外局といたしまして、恩給法特例審議會といふものを開いて、広く各方面の方々の御意見を綜合して、最も妥當公正な軍人恩給の復活案をつくりたいと、かように考えておる次第であります。しかしながら、これは一年の日子がございまして、その間何らの措置をしないといふことは、政府としても、國民としても、忍びないことでございまして、別に厚生省の方から今回の援護法が出ておるのでございまして、従ひまして、軍人恩給あるいは扶助料の復活ということになりますと、援護法の方にも、それに対応しまして改正等が行われなければならぬ、かように考えておる次第でございまして。

○青柳委員 ただいま副長官のお話の中に、遺族、戦傷者に対する今までの恩給、年金等の停止の指令は、講和発効後に解除せられるものであるとお話があつたのであります。私は、この三月三日に與えられた覺書を、そ

う解釈しておるものではございませう。講和発効前といへども、三月三日以後におきましては、解除せられてさしつかえないものという趣旨と解せられるのであります。それにつきましての御意見を承らしていただきたい。それ、ただいま遺族、戦傷者に対する恩給措置につきましては、相當な時日を要するものであるというお話があつたのであります。が、本委員会におきましては、この措置に關しまして検討を加へること、数年にわたつております。また小委員会の御苦勞のもとに、ある程度のりつぱな成案もできておるのであります。政府は率直に、このわれ／＼の成案を取入れるのに、勇断を欠いておられると、私は存ずるのでございまして。もちろん財政的の顧慮につきまして、われ／＼また肯定するものでございまして、できるだけすみやかに、ただいま申されたことを実行に移し、遺族の年取つておる人は、毎日々々死んでおります。でき得るだけすみやかなる措置をお願いしたいと思つておるわけであります。それに関しましての御所見を承らしていただきます。

○菅野政府委員 お尋ねの三月三日の指令は、私の記憶が誤りなれば、私の方では、これは恩給の復活といふふうにはとれないように考えております。援護の費用を出すということについては、指令の解除があつたように思ひますが、これをもつて、ただちに恩給を復活することができるといふふうには、とれないように考えております。それから第二の点で、すでに国会方面等におきまして、慎重に検討して案ができておる、それをただ勇断をもつて採用すればいいではないかといふふうな御質問でございまして、それは確かに重要な、最も重要な一つの観点と申しますか、参考案になることは當然でございまして、そのほかに、國家財政の上からまた検討が必要であります。ことに先ほど私が申しました他の一般の恩給制度をどうするかという問題もございまして、また今回提案いたしておりますところの、遺族あるいは戦傷病者の援護の法律をどういふふうにも処置するかというふうなこともございまして、やはりこれは各方面の方々の御意見を伺つて、多少時間がかかりましても、さらに再検討して、りつぱな案をつくりたい、かように考えておる次第でございまして。

○青柳委員 意見の衝突になりますから、さらに問題を他に移しまして、ただいまの問題は後日にまた質疑応答を加へようと思ひます。

さらにお尋ねいたしたいのは、軍人軍属の普通恩給もまだ復活しておりませんけれども、これらの軍人軍属のうちには、すでに多数追放を解除せられた者もあり、これらの中には、太平洋戦争には参加しなかつた者もありまして、またすでに高齡にして働くに職を得ざる者があるものであります。これらの高齡軍人は、六十才以上の者をつつても、たつた九千人、五十五才以上の者がたつた一万六千人にすぎません。私は軍国主義を謳歌するものではありませんが、人間として見るに忍びざるものがあるのでございまして。戦没者、遺族、戦傷者に対する措置をとり得るに至つた現在、さらに追放を解除せられた元文官に對し、すでに恩給が全部

的に復活せる点より考えましても、これらとの均衡上、少くともこれらの高齢者に対しても、何らかの措置を講ずべきものであると私は信ずるものでございします。政府の御所見を伺いたいのであります。

○菅野政府委員 私どもこの恩給法の特例に関する措置の法律を立案する準備の段階におきましては、たゞいま御質問がありましたように、太平洋戦争以前にすでに軍人の恩給を受けておられた方々、ことに、そういう方々は高齢でございしますし、生活的にも非常に御不自由をしておられるということも承知しておりますので、何とかさういふ高齢の方々に對してだけでも、さしあたりすぐ恩給の復活ができないかというところを、検討してみたいのでございします。軍人恩給、あるいは扶助料というものは、一体の体系をなしておるのでございまして、特に高齢者の普通恩給だけを、特定の條件でもつて復活するということは、他の恩給制度全般につきまして影響がありまして、そのために、一年足らずの間に復活するであらうところのほかの方面のものに影響を及ぼしてはどうかと考えまして、非常に忍びないところでありまして、全部一括して軍人、軍属の恩給、扶助料は、一つの体系として検討する、こういう措置に出ざるを得なかつたのであります。御質問の点は、まことにごもつともであるというふうに考えておる次第でございします。この間の事情を御了承願いたいと思ひます。

○菅野政府委員 高齢者は、毎日々々死んでおります。政府の処置は急速でなければならぬと存ずるものでございします。

次に、ポツダム勅令の性格から見まして、また政府が現在国会に提案中のポツダム宣言受諾に伴い発する命令に關する件、この停止に關する法律案の内容から見ます。ポツダム勅令六八号の母法であるところの昭和二十年勅令第五四二号すなわちポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件、これは平和條約の最初の発効の日から効力を失つて、理論上から考えますれば、遺族、戦傷者等に対する恩給は復活すべきであると思つてございします。これをこれまた今国会に提案中の恩給法の特例に關する件、このポツダム勅令六八号の内容を昭和二十八年三月まで延期せんとしております。現在の恩給法附則第二條に「従前の規定による公務員又は公務員に準すべき者については従前の例による」と明文があるものであります。これらから推して、遺族、戦傷者に対する恩給は、これらの人々の既得権として認めらるべきものと信ずるのでございします。御所見を承らせていただきたいと思います。

○菅野政府委員 御質問の点は、ごもつともであると存じます。もし恩給法の特例に關する件、この停止に關する法律案が出ない場合を仮定して見ますと、ポツダム政令等の停止に關する法律案によりまして、六箇月後には、これは全部のポツダム政令は効力を失つてしまふのであります。そのときには、恩給法の附則の二條によりまして、当然軍人、軍属の恩給が復活する、こういうふうにお考えになつて至当でありまして、政府も同様の考えを持つております。しかしながら、

何がゆゑにこの一年間の期限を限つてこのポツダム政令を法律と同一の効力でもつて存続させたかという実質的理由につきましても、先ほど申し上げた通りであります。法律論といたしまして、なるほど母法はなくなりませんが、これを法律として、国会の議決に基いて法律としての効力を存続させるというところは、これは何らこのポツダム政令とは関係ないことでありまして、いわば別の立法をするのとまったく同じことになりまして、法律的にはちつともさしつかえないと、かように考えておる次第でございします。

○菅野政府委員 時間の関係もありますので、次に移りますが、たゞいま審議中のこの法案は、現在国会に提案中の恩給法の特例に關する件、この停止に關する法律案の趣旨によりまして、昭和二十八年三月までの、過渡的な暫定的な措置として、恩給法にかゝるべき措置をどうとすべきものであるかと私は考えるのでございします。ただいまも副長官から暫定的のものであるとお話もあつたのであります。はつきりと、この点につきましても御意見を承らせていただきます。

○菅野政府委員 政府の考えをいたしましては、恩給を復活することが、まさに本筋でありまして、これをもつて軍人の遺族の方々、あるいは戦傷病者の方々に、老後の生活の一助とされたいというの、ほんとうの希望であります。しかしながら、先ほど来申し上げておりますような事由によりまして、簡単に復活できませんので、しばらく時間的の余裕をいただきまして、慎重に検討して復活したい、こういう希望で法律案を提案いたしております。

○菅野政府委員 今回の法案は、その名前を援護と称しておりますが、この援護は、恩給ができるまでの間に、一部分恩給にかゝるといふ考え方で、きたものであらうと思つてございします。御意見を承らせていただきます。

○菅野政府委員 これは言葉の定義の問題になりまして恩給と同一の性質のものといふふうにはとつておりません。ただ、実質的に恩給の復活をすべきであるけれども、それが簡単にできないから、その間何らの措置も講じないというところは、忍びないことであるので、援護法を出して一定の金を差上げるのであります。これがまづた恩給と同一の性質のものか、法律的の意味において同一かどうかということ、これはただちにさうでございします。これはたゞちにさうでございします。このことは答えられませんが、考え方といふことは、恩給が差上げられないので、そのかわりに不十分ながらこの援護法によつて一定の金額を差上げる、かように考えておる次第であります。

○菅野政府委員 私が今回行われようとするこの措置を、恩給にかゝるべき措置と考える理論的根拠の一つは、附則の第六項におきまして、増加恩給——これは恩給でございします。この恩給と、今回行おうとする援護法案によるところ

の障害年金との相互関係を規定した点からも、明白であると存ずるのでございします。この点は意見にわたりますから、他日を期したいと存じます。さらに、私は簡単に、恩給はいつ復活するか、これにつきましても御意見を伺ひます。

○菅野政府委員 別に提案しておりません。恩給法の特例に關する件、この停止に關する法律案で、現在のポツダム政令を来年の三月三十一日まで法律としておろしまして、その間に特別審議會をつくつて、立案についての意見を聞くことになつておりますので、政府のたゞいまの気持ちとしては、来年度中に成案を得て国会に提出いたしまして、二十八年度からは恩給の復活をいたしたい、こういう考えのもとに作業を続ける考えでございします。

○菅野政府委員 次に、恩給法特別審議會というものの任務、組織等の大要を承りたい。さらにこれに遺族代表、戦傷者代表等を委員として参加させて、遺族、戦傷者に対する恩給問題について検討いたし、すみやかに実施に即する結論を得てこれを実行に移す意思ありやいなやにつきましても承りたいと存じます。

○菅野政府委員 軍人、軍属または遺族であることによつて受ける恩給があるいは扶助料等に關しまして、重要な事項を調査審議するため、こういう使命になつております。従ひまして、この恩給法特別審議會がどういふような組織で行われるかということにつきましても、政令をもつて定めることになつてございします。ただいまの御質問に、遺族の代表であるとか、あるいは

の障害年金との相互関係を規定した点からも、明白であると存ずるのでございします。この点は意見にわたりますから、他日を期したいと存じます。さらに、私は簡単に、恩給はいつ復活するか、これにつきましても御意見を伺ひます。

その他そういう方面の有識者を入れたらどうかという御質問でございましたが、今のところは委員の数等も決定はいたしておりません。大体のところは、十五名以下ぐらいでもつてやりたいということ、われ／＼は考えておりますが、どういふふうな方を委員にするかということについては、まだ政府として意思を決定しておらないのであります。この問題を解決するため、最も適当な官民の有識者をもつて充てたい、かように考えておる次第でございます。ただいまの御意見は、十分尊重いたしたいと考えておる次第であります。

○青柳委員 次に、普通恩給制度においては、一時金と称するものは、その限度において打切つて、ほかに年金等を支給することなきものと解せられておるのであります。本援護法案において遺族一時金と称するものは、これと意義を異にいたし、本法律によつて年金を支給すべき遺族に対して支給せられるものでありますから、普通に恩給法上という、いわゆる打切りの一時金制度とは異なるものと解釈するものでございまして、御意見を承らせていただきます。

○木村(忠)政府委員 援護法案にいつては、恩給法にいつておる一時金の性質につきましては、恩給法にいつておる一時金、一時扶助料、一時恩給等とは、その性質は必ずしも同じであるということはいえなからうと思ひます。ただ、これにつきまして、今後の取扱ひをいかにいたしますかということにつきましては、ただいま官房副長官からお話のありました恩給法特例審議会におきまして、十分に御検討になり、おきめになるこ

とと思ひます。

○青柳委員 普通にいわゆる一時金と同じに相なる場合があり得るとすると、それは非常に大きい問題でございまして、五万円の公債をもちつて、そうしてあとは年金をもらひ得ないということがあり得るといふような、ただいまの御答弁であるのであります。絶対にかくあることは相ならぬと思うのであります。その点を明白に重ねてお尋ねいたします。

○木村(忠)政府委員 恩給法にいつておる一時恩給、一時扶助料等とは、その性質を異にすると、われ／＼は考えております。従ひまして、これが取扱ひにつきましてどういふふうになるかということは、今後恩給法特例審議会等におきまして、十分に御検討に相なることであらうと考えております。

○青柳委員 私は一時金の取扱ひについてお尋ねしておるものではございませぬ。一時金という恩給制度上におきましては、それで打切つてしまつて、あとは年金も何もないといふふうに解釈せられる場合が普通であるのであります。この遺族に対する一時金は、一時金をもちつて同時に、一方において少ないながら年金をもちつておるのであります。この状態は、恩給法の改正が行われまして、やはり続くものであるとわれ／＼は考えている。いわゆる打切りの一時金ではない、そう考えておるのであります。まだおわかりにならないかも知れませんが、一応その程度でお尋ねいたします。

○木村(忠)政府委員 御説の通りに、これをもちまして打切りになる、つまり一時金と年金とが関係があるような

性質のものではございません。従ひまして、現在の法制のもとにおきまして、一時金をもらひました者におきましても、六十歳を越えた者には年金が出るという建前を今の法律は持つております。

○青柳委員 今回審議中の法案について申し上げておるものではございませぬ。一時金をもちつて、将来與えらるべき恩給が問題になるときに、もうすでに一時金を與えておるんだから、恩給等の年金は與えなくていいんだという議論が起ることを予測いたしました。そうあつては相ならぬ、こう存じて質問しておるのであります。その点につきまして、重ねて御答弁を願ひたいと思ひます。この法案にありまする年金は、妻並びに未成年の子供、六十才以上の父母、祖父母に與えられておるのであります。こういう年金の制度は、この際一時金をもちつても、將來なお続かなければならないということ、事の当然であると思ひるのであります。政府御当局がはつきりした御答弁ができないといふことにつきまして、私は非常な疑問をもちつて持つものであります。御答弁ができないならば、ちやうど私の恩給局に対する質問は済んでおりますので、大臣が来られましたから、それに対して御答弁をいただいてもよろしうございませぬ。これは別に大臣を要せずはつきりしておることであると私は思ひますので、重ねて御質問いたします。

○木村(忠)政府委員 一時金の性質につきましては、先ほどから申し上げました通りでありまして、これによりまして、あとは打切つてしまふという性質のものとは考えておりません。ただ

この一時金の出ました者に対しまして、あとどういふ取扱ひをするかということにつきましては、現在のところどうなるかということは、私の方で予想することはできません。これについて、もし何らかの措置をするということになりますれば、その点は恩給法特例審議会におきまして十分御検討にならうとお答え申し上げたのであります。従ひまして、それを出しまして打切つて、あとやるかやらぬかということは全然別の問題じやなからうかと考えております。

○青柳委員 ただいまの答弁で、私は了解は絶対にはしておりません。しかし、私は大臣に対して、この質問をなお続けたいと思ひますので、一応恩給局関係に対する質問は、これをもつて終ります。

○大石委員長 残余の質疑は明日に延期いたしました。今日はこれにて散会いたします。

午後零時十七分散会

昭和二十七年三月二十日印刷

昭和二十七年三月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁